

監 第 127 号  
平成 30 年 2 月 6 日

( 請求人 )  
( 略 ) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	森 正 明
同	大 村 博 信

### 神奈川県職員措置請求について ( 通知 )

平成 29 年 12 月 15 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求 ( 以下「本件措置請求」という。 ) は、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。 ) の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

( 理由 )

#### 1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある ( 当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。 ) と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、財務会計上の違法又は不当な地方公共団体の執行機関又は職員の行為により当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を是正すること、又は当該行為の執行を未然に防止することを目的としてなされるものであるとされている。

#### 2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、県が公益財団法人神奈川芸術文化財団 ( 以下「芸術文化財団」という。 ) に無償貸与していた棟方志功の版画「宇宙讃 ( 神奈雅和の柵 ) 」 ( 以下「当該版画」という。 ) が行方不明となったことについて、芸術文化財団は、県民ホールの指定管理者 ( 平成 18 年 3 月 31 日以前は、同ホール

の管理運営の受託者)であるにもかかわらず、善良な管理者としての注意を払って当該版画を使用管理する責任を怠ったとして、当該版画の紛失により生じた県の損害額7,000万円のうち、当該版画の価額6,000万円(時価相当)及び紛失により実施された大規模な調査に要した費用1,000万円の半分に当たる500万円の計6,500万円を芸術文化財団に、また、県文化課は、当該版画を県民ホールに保管する必要がなくなったといえる平成元年4月1日以降、速やかに芸術文化財団から回収していれば、当該版画の紛失は防げたにもかかわらず、芸術文化財団に貸し放しにしたとして、残りの500万円を、平成9年12月1日から平成25年7月29日までの間、くらし県民局長、同部長、文化課長及び同副課長の地位にあった職員に、それぞれ請求するよう、知事に勧告することを求めている。

なお、「くらし県民局」は、神奈川県行政組織規則(昭和31年神奈川県規則第64号)には存在しないが、くらし県民部長、文化課長及び同副課長が措置請求の対象として特定されていることを踏まえると、請求人は、その上司たる「県民局長」を摘示しているものと判断した。

しかしながら、請求人の主張は、以下のとおり、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていない。

(1) 芸術文化財団を措置請求の対象とすることについて

芸術文化財団は、住民監査請求の対象となる県の機関又は県の職員には該当しない。

(2) 県民局長及びくらし県民部長を措置請求の対象とすることについて

請求人は、県民局長及びくらし県民部長の行った行為について、「県民局長、くらし県民部長、文化課長、同副課長の地位にあった職員らが、重過失責任により、連帯して負担するべきである。文化課が、本件版画を平成元年4月1日以降速やかに芸術文化財団から回収していれば、本件版画の紛失は防げたと思うからである」「残りの500万円は、本件版画を芸術文化財団に貸し放しにしていた県文化課の職員らが、賠償するべき」と主張するのみで、請求書及び事実を証する書面には、県民局長及びくらし県民部長の行った行為について特定できる程度に個別的、具体的な記載はない。

(3) 文化課長及び同副課長の地位にあった職員が、当該版画を速やかに芸術文化財団から回収することを怠ったことについて

請求人は、文化課長及び同副課長の地位にあった職員について、「昭和63年12月5日から平成元年3月31日にかけて小ホールが改装された結果、幕の寸法が合わなくなり、幕は使用されなくなった。その結果、幕の修繕に備えて保管されていた本件版画は、平成元年4月1日以降は必要なくなったといえる」「文化課が、本件版画を、平成元年4月1日以降速やかに芸術文化財団から回収していれば、本件版画の紛失は防げた」と述べている。

しかしながら、請求人は、「平成9年11月1日から30日まで、県民ホールで、「ザ・版画」展が開催され、本件版画を含む棟方志功の版画63点は、そ

の中核であった」とも述べており、この版画展に当該版画が展示された事実からしても、幕が使用されなくなったことをもって、当該版画が平成元年4月1日以降は必要なくなったとまではいえない。

したがって、当該版画を平成元年4月1日以降も、文化課が芸術文化財団に貸し付けていたことが違法又は不当であるとする理由を請求人は摘示しているとはいえない。

### 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。